

変更届提出書類一覧(区域外指定の地域密着型サービス等事業所)

■届出について

- 届出の期限は変更日から10日以内となっています。
- 届出方法は原則として電子申請となります。電子申請届出システムから申請してください。
- 変更届出書及び指定に係る記載事項(付表)は電子申請届出システムに直接入力してください。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、事業所単位での届出となります。

●変更届

電子申請届出システムの【申請届出メニュー】>「2.変更届出」から申請してください。

変更する事項	提出書類	留意点
介護給付費算定に係る体制等の届出以外(加算届以外)	<input type="checkbox"/> 所在地市町村に届出した変更届出書の写し	区域外指定であっても、変更事項が生じ、所在地市町村に届出した場合は、本市にも届出が必要です。

●加算届

電子申請届出システムの【申請届出メニュー】>「5.加算に関する届出」から申請してください。

変更する事項	提出書類	留意点
介護給付費算定に係る体制等の届出(加算届)	<input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) <input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3-2) <input type="checkbox"/> 所在地市町村に届出した届出書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系及び通所系サービスは各月15日までに届け出た場合、翌月1日からの算定開始です。 ・居住系及び施設系サービスは各月1日までに届け出た場合、当月1日からの算定開始です。 ・区域外指定であっても、加算区分に変更が生じ、所在地市町村に届出した場合は、本市にも届出が必要です。届出がない場合は、本市の被保険者に係る介護給付費の請求はできませんのでご注意ください。